



町からみなさんへの大切なお知らせです。



町営住宅入居者募集

問 建設水道課 管理係 (内線 1603)

- 募集期間 8月1日(火)～8月15日(火)
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 対象住宅と戸数
 - ①飯坂団地(飯坂字北古堂道内)1戸
 - ②小綱木団地(小綱木字反田)2戸
 - ③壁沢団地1号棟(字壁沢)14戸(1・3～5階)
 - ④壁沢住宅2号棟(字壁沢)9戸(2・4・5階)
 - ⑤ふもとがわ団地1号棟(大字鶴沢字笛田)8戸(2～5階)
 - ⑥ふもとがわ団地2号棟(大字鶴沢字笛田)8戸(3～5階)
- ※壁沢住宅2号棟については、Uターン者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは担当係までご相談ください。
- 間取り・設備 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。
- 入居条件
 - ①現に住宅に困窮している方。
 - ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
 - ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
 - ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上(60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください)。
 - ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること(収入のある方全員です)。ただし、裁量世帯(入居者が障害者等)の場合は214,000円以下。
 - ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
 - ⑦入居者が暴力団員でないこと。
- 家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります(別途、共益費等がかかります)。
- 駐車場 原則1戸に1台(家賃とは別に使用料あり。一部の住宅は駐車場無し)。

町道台帳の整備に係る現地調査・測量

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

- 標記調査・測量の実施にあたり、町から委託を受けた調査員(身分証携帯)が皆様の土地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。
- 調査箇所 川俣町管内全域
 - ※新規に認定した路線や改良・維持補修工事を行った路線が対象となります。
 - 調査期間 8月1日から令和6年3月28日まで
 - 調査員 町が委託する事業所の調査員(身分証を携帯しています。)
 - 委託事業所 朝日航洋株式会社郡山支店

復興公営住宅入居者募集

問 建設水道課 管理係 (内線 1603)

- 募集期間 8月1日(火)～8月15日(火)
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 対象住宅と戸数 新中町団地
 - ①1戸建てタイプ、募集1戸
 - ②2戸1棟建てタイプ、募集5戸
- ※間取りは3LDKです。
- 対象者

通常の募集と同一(通常の公営住宅入居対象者)

※令和5年7月より募集対象を拡大しました。

※特定帰還者等の入居要件緩和措置があります。
- 入居条件
 - ①現に住宅に困窮している方。
 - ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
 - ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
 - ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上(60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください)。
 - ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること(収入のある方全員です)。ただし、裁量世帯(入居者が障害者等)の場合は214,000円以下。
 - ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
 - ⑦入居者が暴力団員でないこと。
- 家賃 入居者の所得により異なります。(別途、共益費等がかかります。)
- 駐車場 入居者名義2台まで、1台につき月2,500円

農地の権利取得に係る下限面積要件の廃止

問 農業委員会事務局 (内線 1506)

耕作を目的として農地の権利を取得する場合、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要ですが、令和5年4月より、許可要件の一つである「下限面積要件」が廃止されました。

ただし、その他の下記要件については、引き続き継続となりますので、ご注意ください。

要件	許可基準	
全部効率利用	全ての農地を効率的に耕作すること	継続
農作業常時従事	耕作に必要な農作業に常時従事すること	
地域との調和	周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないこと	
下限面積	権利取得後の農地の合計面積が10㎡以上であること	廃止



暮らし

犬・猫の飼い主のみなさまへ

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

■犬には必ず鑑札・注射済票を付けましょう。

狂犬病予防法では飼い犬に、「鑑札」と「狂犬病予防注射済票」を装着することが義務付けられています。迷子になった場合に「記載されている番号」で飼い主が分かります。

■猫には名札を付けましょう。

猫が迷子になっても飼い主が分かるように、「飼い主の住所及び氏名を記載した名札」を付けましょう。

■購入した犬・猫のマイクロチップ情報の登録が義務化されました。

令和4年6月から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬及び猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられております。

マイクロチップが装着されていると、犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害によって、飼い主と離ればなれになったときに、保護された犬や猫のマイクロチップの番号を読み取り、飼い主に連絡することができるため、飼い主のもとへ戻る確率が高まります。

犬や猫を購入した飼い主は、住所や氏名、電話番号等を変更登録する必要がありますので、忘れずに変更登録をしましょう。

変更登録の手続きは、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えます。

■マイクロチップ情報登録問い合わせ窓口 コールセンター（Tel 03-6384-5320 E-mail: info@mc.env.go.jp）

登録はこちらから→

<https://reg.mc.env.go.jp>

現在飼っている犬・猫に対してもマイクロチップを装着するよう努めましょう。



ごみ収集所に出せない家電があります

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

ご家庭で不要になったエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電メーカーによるリサイクルが義務づけられており、ごみ収集所に出すことができません。以下の方法で処分してください。

①家電販売店に引取りを依頼する（リサイクル料、運搬料がかかります）。

②メーカーを確認し、郵便局で家電リサイクル券を購入して、指定引取場所へ自己搬入する（運搬料はかかりません）。

【指定引取場所】豊富産業㈱ 福島市鎌田樋口3-2（Tel 024-553-3714）

※「家庭ごみの分け方・出し方ハンドブック」に記載の東北三八五（みやご）流通（株）福島営業所は平成29年4月1日より指定引取場所ではなくなりましたのでご注意ください。

③メーカーを確認し、郵便局で家電リサイクル券を購入して、一般廃棄物収集運搬業者に引取りを依頼する（収集・運搬料がかかります）。

※家電リサイクルの詳細は、家電リサイクル券センター（Tel: 0120-319640）にお問合せください。

※自動車部品や消火器など、収集所に出せないごみは他にもあります。詳しくは、「家庭ごみの分け方、出し方ハンドブック」をご確認ください。

クリーン作戦を実施します

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

町民皆様のご協力をお願いいたします。

詳しくは回覧をご覧ください。

■日時 9月3日(日)午前6時～7時

■場所 町内全域

■注意事項 側溝の土砂は収集しません。また、ゴミの収集にあたっては、分別にご協力ください。

スポーツ教室のご案内

お問い合わせ先

川俣町体育館 Tel 024-565-3931

NPO 法人かわまたスポーツクラブに委託して次のスポーツ教室を開催します。参加には事前申し込みが必要になります。

教室名	日時	場所	対象者
トレーニング教室	8月8日(火)午後7時～、26日(土)午前10時～	町体育館	川俣町在住・在勤高校生以上 ※高校生の受講は保護者同伴
始めよう！スポーツウエルネス吹矢	8月28日(月) 午前10時～	町体育館	町内在住・在勤者の どなたでも参加可
みんなでたのしく歩こう	8月4日(金)、18日(金) 午前9時～	町体育館	
ランナーズクラブ	8月12日(土)、26日(土) 午前9時30分～	町体育館	
老若男女でポッチャ	8月3日(木)、17日(木) 午後1時～	町体育館	
芸能伝承 盆踊り教室	8月20日(日) 午後5時～	本町コミュニティ消防センター	
遊歩道ハイキング	8月25日(金) 午前8時～	国営みちのく社の湖畔公園	